

令和 6 年度第 1 回
板橋区男女平等参画審議会
会議録

板橋区総務部男女社会参画課

会 議 名	令和6年度第1回 東京都板橋区男女平等参画審議会
開 催 日 時	令和6年10月10日（木）午後5時00分から午後6時15分まで
開 催 場 所	板橋区役所9階大会議室
出 席 者	〔委員〕 小川真理子 北村英哉 吉田正幸（欠席） 中重克巳 佐藤美枝子 星賢人（欠席） 石川隆彦 安井敦子 安達未悠（欠席） 平松勇一 清水圭美 武田幸雄（欠席） 本多恭子 浅野衣理奈 寺田由紀子 〔区側出席者〕 坂本区長 〔幹事・事務局〕 総務部長 男女社会参画課長 男女平等推進係長 男女平等推進係副係長 男女平等推進係主任
会 議 の 公 開 （ 傍 聴 ）	<u>公開（傍聴できる）</u> 部分公開（部分傍聴できる） 非公開（傍聴できない）
傍 聴 者 数	0人
議 題	1 開会 2 東京都板橋区男女平等参画審議会委員の委嘱 3 板橋区長挨拶 4 東京都板橋区男女平等参画審議会会長及び副会長の選出 5 諮問 （1）「男女平等参画社会実現のための板橋区行動計画 いたばし アクティブプラン2030」の策定に関する基本的な考え方 について （2）「男女平等参画社会実現のための板橋区行動計画 いたばし アクティブプラン2025」の実施結果に関する総括評価に について 6 事務局からの説明 7 質疑応答 8 閉会

配 付 資 料	1 男女平等参画審議会委員名簿 2 諮問文（写） 3 「男女平等参画社会実現のための板橋区行動計画 いたばしアクティブプラン２０３０」策定方針について 4 令和６～７年度 行動計画の策定・評価に関わる審議会スケジュール 5 いたばしアクティブプラン２０２５計画体系イメージ図 6 「いたばしアクティブプラン２０２５」の実施状況と今後の課題 7 男女社会参画課 実施事業概要（令和５年度） 8 男女平等参画に関する社会の動向（国・東京都の状況など） 9 板橋区男女平等参画基本条例 １０ 課題出しシート 参考送付資料 ①いたばしアクティブプラン２０２５ 計画書 ②いたばしアクティブプラン２０２５ 計画書（広報版） ③いたばしアクティブプラン２０２５ 令和５年度実施状況報告書
所 管 課	総務部男女社会参画課男女平等推進係（電話３５７９－２４８６）

午後5時00分 開会

○男女社会参画課長 それでは定刻になりましたので、開始させていただきたいと思います。本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。東京都板橋区男女平等参画審議会委員委嘱式及び令和6年度第1回東京都板橋区男女平等参画審議会を開会いたします。

私は、本日会長が決定するまでの間、会の進行を務めさせていただきます、男女社会参画課長の町屋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に本日の出席状況について、ご報告させていただきます。本日は、委嘱予定の15名のうち、11名の方々にご出席をいただいているところでございます。当審議会は、東京都板橋区男女平等参画審議会傍聴規程第2条の規定によりまして、公開が原則となっております。また、当審議会では議事録を作成いたします。作成後につきましては、皆様にお配りして、公表させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、会の初めに、坂本区長から委嘱状をお渡しします。恐れ入りますが、お名前を呼ばれた方はその場でお立ちの上、委嘱状をお受け取りいただければと思います。

それでは、坂本区長、よろしくお願いいたします。

(委嘱状交付)

○区長 皆様、こんばんは。今日はお仕事の後、また大変お忙しい中、板橋区男女平等参画推進委員会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本審議会につきましては、板橋区男女平等参画基本条例に基づきまして、男女平等参画社会の形成を推進するために設置をするものでございます。これからご審議いただきます、新しい行動計画の「いたばしアクティブプラン2030」については、現計画の「いたばしアクティブプラン2025」を継承発展するものでありまして、条例に定めております基本理念をもとに、地域における男女平等参画社会の推進を図るとともにダイバーシティ&インクルージョンの視点から、多様性尊重社会の推進を図るものでございます。

このたび「いたばしアクティブプラン2030」をご審議いただくにあたり、幅広い分野で活躍をされております15名の皆様に委員をお願いすることとなりました。男女平等参画や、多様性尊重といった施策に関しましては、近年、世の中でも様々な動きがあり、それに伴いまして、施策の在り方についても変わりつつある状況でございます。

皆様からは、それぞれの貴重な知見のもとに、様々なご意見をいただきたいと存じたい

と思っております。来年度までの長い期間でありますけれども、ご審議のほどをお願い申し上げます。

皆様の活躍をお祈り申し上げて、ご挨拶とさせていただきます。

○男女社会参画課長 坂本区長、ありがとうございました。

続きまして、会長及び副会長の選出を行いたいと思います。

東京都板橋区男女平等参画基本条例施行規則におきまして、審議会に会長及び副会長を1人置き、それぞれ委員の互選によりこれを定めるとしてございます。

今日来ている委員の中で、特に推薦がございましたらご意見等いただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○委員 こちらにいらっしゃる小川真理子先生がジェンダー研究を専門に研究されております。様々な女性の支援に関する研究や実践も行っておられるので、会長に適任ではないかと考えております。いかがでしょうか。

○男女社会参画課長 ありがとうございます。ただいま、北村委員から、小川委員を会長にというご推薦がございましたけれども、皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

○男女社会参画課長 それでは、会長は小川委員に決定したいと思います。続きまして、副会長の選出をしたいと思います。

同じく、委員の中で推薦などございましたら、ご意見などいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○会長 当審議会の議論を進めていくに当たりまして、社会心理学をご専門とされて、無意識の偏見や差別、いわゆるアンコンシャス・バイアス、またダイバーシティに関わる諸問題について研究をされておられる北村委員にお願いできると大変心強く思っております。いかがでしょうか。

(異議なし)

○男女社会参画課長 皆さんからもご賛同いただいたということで、北村委員にお願いしたいと思います。

では、皆様、ご協力ありがとうございました。会長が決定したところで、東京都板橋区男女平等参画基本条例第8条第2項及び第23条第1号、第2号に基づきまして、板橋区長より小川会長へ諮問書をお渡しいたします。

(諮問書手交)

○男女社会参画課長 それでは、会長、副会長が決定したというところで、これからの司会進行につきましては、小川会長にお願いしたいと思います。

○会長

それでは、ここから私が進行を務めさせていただきます。

初めに、事務局より諮問書の朗読をお願いいたします。

○男女社会参画課長 事務局を代表して諮問書を朗読いたします。

委員の皆様には、資料２として諮問の写しを配付しておりますので、そちらをご覧くださいできればと思います。なお、内容の諮問の趣旨の朗読は割愛させていただきます。

東京都板橋区男女平等参画基本条例第８条第２項、第２３条第１号及び第２号の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

諮問事項。

１、「男女平等参画社会実現のための板橋区行動計画 いたばしアクティブプラン２０３０」の策定に関する基本的な考え方について。

２、「男女平等参画社会実現のための板橋区行動計画 いたばしアクティブプラン２０２５」の実施結果に関する総括評価について。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

ここから審議を開始いたします。坂本区長がここで退席をされます。

(区長退席)

○会長 それでは、本日は初めての顔合わせになりますので、委員の皆様から一言ずつ、自己紹介をお願いしたく存じます。

(委員自己紹介)

○会長 皆様、ありがとうございました。

それでは続きまして、区側の職員の皆様のご紹介をお願いいたします。

(区職員自己紹介)

○会長 ありがとうございました。

それでは、当審議会の役割やスケジュールに関しまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

○男女社会参画課長 では、お手元の資料に基づきましてご説明をさせていただきたいと思います。本日は最初の審議会でございますので、まずは当審議会の役割や位置づけ、こ

れからどのように計画策定を進めていこうとしているのかというところや、現計画の総括評価を行うに当たって、現状はどうなっているのかといった全体的なお話をさせていただきたいと考えてございます。

また、説明が広範囲になります。資料がお手元に届いていると思いますが、説明につきましてもなるべくポイントを絞って行ってまいりたいと思っております。

それでは、初めに新しい計画の策定方針について、ご説明をさせていただきます。資料3の「男女平等参画社会実現のための板橋区行動計画 いたばしアクティブプラン2030策定方針について」をご覧くださいければと思います。

まず項番1の「策定の趣旨」でございます。

本計画の策定の趣旨といたしましては、この項の2段落目にありますとおり、現計画の計画期間が令和7年度、来年度をもって満了するに当たりまして、次にお話しします「基本的な視点」のもと、次の5年間の新たな行動計画を策定するものでございます。

続きまして項番2の「基本的な視点」でございます。

基本的な視点は4つございまして、1つ目は、板橋区男女平等参画基本条例の基本理念の根幹を据えつつ、ダイバーシティ&インクルージョンの視点を取り入れ、多様性尊重社会を推進する取組のさらなる充実を図っていくというものでございます。

次いで2つ目です。現計画の期間中、令和4年7月にこれまでは対面と電話で実施をしていた、当区の男女平等推進センターの総合相談におきまして、新たにウェブチャット、SNSの相談を開始したというところと、昨年11月に区の独自制度としてパートナーシップ宣誓制度を開始いたしました。これらの施策の理解認知度が高まって、より広く活用されるよう積極的に周知するとともに、より効果的な施策となるよう改善に努めていくというものが2つ目の視点でございます。

続いて3つ目です。本年4月に施行されました困難女性支援法と、配偶者暴力防止法の改正によりまして、さらに広範な支援を実現できるよう、今ある取組を最大限活用しながら、新たな取組も検討しまして、区役所庁内や関係機関との連携協働を推進していくというのが3つ目の視点でございます。

最後に、4つ目です。こちらは区民や事業所などに対する意識・実態調査の結果を活用して、社会情勢の変化に応じて対処すべき課題や、コロナ禍を経て、変化した区民ニーズなどを的確に反映して、現計画の進捗状況を踏まえて取組の見直しを行っていくというものでございます。

これら4つの基本的な視点のもと、策定していくというところでございます。

次に裏面に移りまして、項番3の「計画期間」でございます。

こちら、冒頭の「策定の趣旨」でもご紹介させていただきましたが、計画期間につきましては記載のとおりで、令和8年度から令和12年度までの5年間という形になります。

次に項番4、「計画の位置づけ」でございます。

この計画の位置づけといたしましては、図の左側に根拠法令が色々書いてありますが、こちらに基づきました市町村計画として位置づけるとともに、今後、同時期に策定いたします板橋区の基本構想であったり、各関連計画との整合連携を図っていくというところでございます。男女平等参画の推進に当たっては、やはり産業であったりとか、保健、福祉、子育て、教育などの社会のあらゆる分野が関わっております。議論の視点がぶれやすい傾向にありまして、これは議論をしていく中では注意が必要と捉えてございます。

例えばですけれども、保育関連の施策につきましては、女性の社会進出のためには不可欠な施策ではございますけれども、子どもの健やかな成長といった視点につきましては、これは子育て支援の分野に任せてよいかと考えられます。子育て支援や介護支援など、男女平等に必要な取組は、他の分野の個別計画で位置づけられることが多いため、それらと整合と連携を図っていきながら進めていくというものでございます。

続いて次のページに移りまして、項番5の「検討体制及び策定方法」でございます。

こちらは、当審議会と、区長を本部長とします男女平等参画推進本部の役割や関連性というのを図で示しているものでございます。行動計画の策定に当たっては、審議会の基本的な考え方、答申を踏まえて庁内の男女平等参画推進本部が決定していくという図式になってございます。

先ほど、諮問でもご紹介させていただきましたとおり、審議会では現計画の5年間の実施結果に関する総括評価についても併せて答申を行うものでございます。

続きまして項番6、「意識・実態調査概要」でございます。

先ほど項番2の「基本的な視点」でも少し触れさせていただきましたが、計画の策定に当たっての基礎資料とする目的で、今年の6月から7月にかけて区民と区内の事業所と、区立中学校8年生、いわゆる中学校2年生を対象に、男女平等参画と多様性尊重社会に関する意識・実態調査を実施いたしました。現在、その結果を取りまとめてございます。次の審議会の際には、こちらの結果の方はご報告させていただく予定でございます。

最後、裏面に移りまして、項番7の「策定スケジュール」でございます。

主に右から2列目の審議会の欄を見ていただければと思います。皆様におかれましては、本日を第1回目として、これから年度内3月までに今日を入れて4回、来年度に5回のご審議をいただく予定でございます。来年の令和7年7月頃に審議会の方で答申をいただいた後、区民の皆様からのパブリックコメントやご意見を反映させながら、令和8年2月に計画が最終決定されるというスケジュールで進めていくものでございます。

具体的にそれぞれの審議会ではどのようなお話をしていただくかと表にまとめたものが次の資料4です。資料4の「令和6～7年度行動計画の策定・評価に関わる審議会スケジュール」のところに細かく落としてございます。

資料4を大まかにご説明させていただきますと、今年度につきましては、主に課題の整理であったり、現計画についてのご意見をいただくということが主になってきます。そして、来年度になりますと、具体的な答申の検討と決定に向けた作業となりまして、12月の最終回につきましては、最終案のご確認をいただくという流れになってございます。

続きまして、行動計画を策定するに当たって、事務局が課題と捉えている事項についてご説明をさせていただきたいと思います。先に資料5の「いたばしアクティブプラン2025の計画体系イメージ」と、次の資料6「『いたばしアクティブプラン2025』の実施状況と今後の課題」をご覧くださいければと思います。

まず資料5につきましてはですが、これは現計画「いたばしアクティブプラン2025」の計画体系をイメージで示したものです。図の円で囲まれている3つのめざす姿があるかと思いますが、一番上にあります「誰もが参画・活躍できる共生社会」がめざす姿1でございます。続いて、左下がめざす姿2、「多様性を活かし合う豊かな成長社会」になってございます。最後に右下がめざす姿3、「暴力やハラスメントのない安心・安全社会」となっておりますが、現計画は、この3つのめざす姿の実現をめざして、取組を進めているというイメージを持っていただければと考えてございます。

資料6につきましては、先ほどご紹介しました3つのめざす姿ごとに令和3年度から令和5年度の計画事業の実施状況報告をまとめたものでございます。

この資料については、次期計画の基本的な考え方もちろんですが、今の計画の総括評価についてのご検討をいただく際にも参考資料として活用いただければと考えているところでございます。

この資料の説明につきましては、直近の令和5年度を中心にお話をさせていただきたいと思います。

まず、1 ページ目でございます。めざす姿1、「誰もが参画・活躍できる共生社会」についてでございます。こちらは、資料の真ん中辺りになりますが、令和5年度の主な実績といたしまして、写真にもありますワーク・ライフ・バランスなど、働きやすい職場づくりを推進する企業を区が表彰する事業「いたばしグッドバランス推進企業表彰」の受賞企業が過去最多の8社が受賞したという実績がございます。例年は、3～5社だったんですけれども、昨年度は最多の8社が受賞したというところで、区内企業のワーク・ライフ・バランスの意識が浸透してきたということを実感できる結果となりました。

次に資料左下でございます成果指標の現状値をご覧ください。現状を見ますと一番上のNo. 4、区役所における男性職員に係る育児休暇の取得についてですけれども、こちらは現状の数値がもう既に目標値を超えているということで、計画以上に実績が出ているという現状です。一方で、No. 10、区役所における女性管理職の割合につきましては、区の中でも、管理職試験を受験してもらえるような取組というのは行っているんですけれども、やはり現実としては、数値が伸び悩んでいるという現状です。

これらの状況を踏まえまして、成果指標の隣に今後の課題を幾つか挙げさせていただいております。例えば、一番上の「男らしさ」、「女らしさ」といった無意識の偏見、いわゆるアンコンシャス・バイアスに捉われることのない意識改革に向けた取組が必要であるという点や、先ほどの成果指標においてもご説明させていただきましたが、区の政策・方針決定の過程等において、女性参画の促進、例えば女性管理職を増加させたり、審議会の女性委員を増やしていく、割合を上げていくという課題を挙げさせていただいているところでございます。

2 ページ目は、めざす姿2、「多様性を活かし合う豊かな成長社会」についてでございます。

令和5年度の主な実績としては、令和5年11月に区独自のパートナーシップ宣誓制度を導入したというところと、またこの制度を重要な施策として浸透、定着させていくために、6種類の動画とポスターを作成して周知を図る取組を実施したというところをご紹介します。

次に左下の成果指標の現状値をご覧ください。ここで特徴的なものとしてはNo. 15の「身近な人に、性的マイノリティであると打ち明けられた場合、これまでと変わらずに接することができる」と回答した人の割合」というところです。一般区民の方の調査結果はまだ出ておりませんが、区職員については、改善傾向になっています。主な実績で挙げて

いるような多様性理解についての施策や、世間的な機運も一因になっているのかなと考えています。

一方で、こちらも課題がございます。No. 16の男女平等推進センターの登録団体というのは、男女平等や、多様性尊重推進に関する活動を行う団体です。区の機運を上げるために登録団体数の増加に向けた取組を行っているところではありますが、伸び悩んでいる現状でございます。

めざす姿2の今後の課題としては、例えば上から2つ目にもあるとおり、性的マイノリティ等、多様な性に関するさらなる理解促進が挙げられます。少しずつ理解されてきてはおりますが、やはりまだ不十分なところがありますので、理解促進の取組は引き続き行っていく必要があります。また、上から4つ目以降になりますが、男女平等推進センターに関わる、例えば活動団体の活性化や、センターの認知度の向上に向けた取組が引き続き必要であるというところを挙げさせていただいているところでございます。

最後に、3ページ目、めざす姿3の「暴力やハラスメントのない安心・安全社会」についてです。

令和5年度の主な実績といたしまして令和4年7月にチャット相談を開始しました。また、相談窓口の周知を積極的に行いまして、DVの相談件数が増加しました。DV相談件数の増加については、相談が増えたことでDV自体の件数が増えたと感じる部分もあるかとは思いますが別の側面もございます。区が令和元年度に実施した調査ではDV被害者の約4割がどこにも相談しなかったという結果が出てございます。そのような中、相談が増えたということは、ご自身の心の整理、気持ちの整理につながったり、相談したことで支援につながった案件も増えたと捉えられるため、区としては一定の成果があると考えているところでございます。

「成果指標の現状値」をご覧ください。若年層への啓発として、区立中学校のデートDV防止出前講座を実施しております。計画期間中に区立中学校の全校を回るという目標を立てておりまして、順調に講座ができているというところをご紹介させていただいているところでございます。

次にめざす姿3の今後の課題につきまして、ご説明させていただきたいと思います。

上から2つ目になりますけれども、困難女性支援法の施行や、配偶者暴力防止法の改正なども踏まえ、既存事業の充実に加え、新たな取組も検討する必要があるという点を挙げさせていただいております。

その1つ下は、相談業務についてです。DV被害の相談というのは女性が多い実態はございますが、一方で男性においてもDV被害を受けることはありますし、性的マイノリティの方への相談の間口を広げていく必要もあるというところで、現状、我々も女性については電話、面談、チャットで相談を受け付けているところではありますが、男性や性的マイノリティの方の相談については、危機管理上の課題もあって、現状、電話とチャットのみしかできておりません。面談相談は、実施できていないという現状がございますので、そういった間口を広げていく必要があるんじゃないかということで、課題として挙げさせていただいているところでございます。

次に、資料7の男女社会参画課の実施事業概要（令和5年度）実績をご覧くださいければと思います。

こちらは、当課が行動計画に沿って実施している事業、昨年度に実施した普及啓発事業や相談業務について、実績等をより詳細に掲載してございます。こちらについては、細かい内容になりますので本日はご紹介しませんが、後ほど参考にご覧いただければと考えているところでございます。

次に資料8をご覧くださいければと思います。

資料8は、男女平等参画に関する社会の動向を示した資料になります。こちらは、本計画に関連する国や東京都の動向を簡単にまとめたものになります。板橋区の新たな行動計画に関する基本的な考え方を検討する際の参考資料として、ご活用いただければと考えてございます。

先ほど何度かお話が出ておりますが、配偶者暴力防止法の改正や、困難女性支援法の件もこちらに記載をしておりますので、後ほどご確認いただければと考えてございます。資料9は、板橋区男女平等参画基本条例の紹介用のパンフレットをお配りしてございます。本条例の第8条の規定が、今回の審議会の根拠となる規定となっております。また、第3条に記載されています五つの基本理念につきましては、この計画の根幹となる考え方でございます。こちら後ほど、ぜひ一読をしていただければと考えているところでございます。

大変長くなりましたが、資料の説明は以上でございます。

○会長 ご説明ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明につきまして、ご質問、また確認事項などありましたら、お願いいたします。

○委員 最近板橋にも、多くの海外の方が来ているかと思います。チャット相談開始の効

果があったというお話でしたが、これは日本人向けのものでしょうか多くの海外の方も困難を抱えていらっしゃると思うのですけれども、そうした人たちに対する取組は何かあるのでしょうか。

○男女社会参画課長 相談業務のことで、事務局の方から回答させていただきます。

チャット相談につきましては、まだ多言語化という体制は取れておりません。一方で、面談につきましては、事前に通訳が必要な外国の方や、付き添いの必要な障がいのある方に対して、一定の配慮をするということはやってございます。

話者数が少ない言語など、対応が難しい場合には、東京都でも同様の窓口をより多言語に対応できる形で設置していますので、そういったところをご紹介します。全く通じないからお断りするというのではなくて、可能な限り我々も支援につなぐということで、ご相談があった際は適切な窓口につないでいるという現状でございます。

○委員 ありがとうございます。会社に勤めていますと、社内を含め、多様な国の方々がいらっしゃいます。中国の方やスペインの方など、日本に住んでいて、そういったところに心配がないというご不満の声もあったようだったので、今回お聞きしてみたいと思いました。ありがとうございました。

○会長 ほかにございますでしょうか。

○委員 ご説明ありがとうございます。先ほど解説がございました、デートDVの防止教育、学校において行っている事業についての評価の仕方についてお尋ねします。実施しているところで達成という評価にされていらっしゃるのでしょうか。それとも例えば具体的な内容で申しますと、中学生を対象として参加数900人近くの方にお話しされていることでしたので、終わってから生徒さんにアンケートなどを取って、その理解度だったりとか内容の確認をされていらっしゃるのか、教えていただけますでしょうか。

○男女社会参画課長 事務局の方から回答させていただきます。

こちらの指標につきましては、実施したか、していないかの実績で評価はしているところでございます。ただ、やはり実施した後のことが大事だというのは、我々としても認識しております。実施した際には、必ずアンケートを取って、改善につなげているところでございます。評価の方法というのはなかなか難しい部分もあるのですが、次の計画の指標については、効果というところも測ることができればいいかなというふうに私自身は考えているところでございます。

○会長

ほかにはいかがでしょうか。

○委員 基本的な質問で恐縮なんですけれども、様々な相談があって、そういう際に相談を受けるというのは、職員が何か研修をして相談に応じているのでしょうか。もしくは例えば公認心理士のような資格のある者が応じているのか、そのあたりの体制は板橋区だとなっているか教えていただければと思います。

○男女社会参画課長 質問ありがとうございます。男女平等推進センター相談室につきましては、委託で専門的な相談員による相談事業を実施しております。ご指摘いただきましたとおり、産業カウンセラーであったりとか、公認心理士であったりとか、そういった条件をつけて契約をしておりますので、相談員についてもそういう専門的な知見で、相談者に対する適切なアドバイス、心の整理を行い、適切な支援、窓口につなぐという対応を取っているというところです。

○会長 ありがとうございます。

私から確認させていただきたいのですが、本当に幅広く多彩な取組をされているというふうに思っておりまして、「ほんとのきもちは？」という幼稚園、小学校、中学校向けの教材は、とてもすばらしいと思いました。資料を見ると、中学生向けのデートDV防止講座は、民間のアウトア認定のファシリテーターの方を派遣するような形になるのでしょうか。

○男女平等推進係長 デートDV防止出前講座に関しましては、アウトアさんの資料を用いてお話しすることもあるのですが、今は原則として、東京弁護士会さんに講師の派遣を依頼しております。東京弁護士会さんの中に「性の平等に関する委員会」というものがございまして、そちらの委員会の資料を使って中学校の出前講座を行っているというところなんです。

内部の話で恐縮ですけども、やはり予算の話がありますので、予算額を超えて学校から希望があった際には、職員の方で作った自前の資料でデートDVの講座を行っているというところです。

○会長 ありがとうございます。先ほどお話が最後の方に出ましたけれども、困難女性支援法やDV防止法が改正されて、その中で民間団体との連携を強化することが今回盛り込まれたというところがあります。

先ほど、男女平等推進センターの登録団体数が伸び悩んでいるとおっしゃっていましたが、区内にそういった団体さんは潜在的にはいらっしゃると捉えられているのでしょうか。

それとも、これから区としても養成するというような、例えば講座を設けて区民の方に来ていただいて、団体を立ち上げてもらうような流れがあるのか、その辺りのことを教えていただいてよろしいでしょうか。

○男女社会参画課長　ありがとうございます。男女社会参画課として、様々なセミナーであつたりとか、事業を実施しているところですが、セミナー等の事業については既存の団体さんにご協力をいただくこともございます。区民の方が参加した中でご興味があれば今ある団体に入ったり、もしくは新しく立ち上げたりという動きは、これまでもありましたやはり我々も課題と考えていますのは、センターや登録団体という制度の認知度がそもそも低いという点ですので、そもそも登録団体という形で活動ができるんだろうかというところの答えに導いていないというのが、今、課題かなと思っております。登録団体になることのメリットを伝える取組を進めていきたいなと思ひますし、こういった会議の場におきまして、こういった方法がいいんじゃないかというご意見もいただきたいなと思ひます。

○総務部長　民間団体の育成とかそういったものが区にあるのかという視点でお答えさせていただきます。今回、この審議会は総務部の男女平等参画の担当の課でやっているわけですが、もともと「アクティブプラン」の様々な取組につきましては、区役所庁内の福祉部門であつたり、子ども家庭部門であつたり、教育委員会であつたり、様々なところが様々な取組をしているものが寄り集まったというのが「アクティブプラン」のつくりになっているところでございます。そういった部分では、民間活動、民間団体等の、育成団体の連携というのは、例えばですけど板橋区では、現在は、子ども食堂の育成、活動の支援ということで一定の条件で資金を提供して、学校区に1つの子ども食堂の設置をめざすというようなことも含めて、民間団体の育成後押し、連携に取り組んでおります。

○会長　分かりました。ありがとうございます。

ほかにはございますでしょうか。

○委員　「ほんとのきもちは？」という紙芝居についてです。「幼稚園・小学校・中学校での意識啓発」ということであるのですけれども、これは区内の公立の小・中学校ではこちらの紙芝居をほとんどの学校でやられているということなんでしょうか。

○男女社会参画課長　紙芝居については、幼稚園・保育園のみという形で、小学校・中学校については、紙芝居ではないですが、総合学習で活用できるような啓発ツールを活用してございますので、小学校・中学校それぞれで、その年齢に応じた内容の資料は別途作っ

ているという現状でございます。

○委員 ちょっと道がそれるかもしれないんですけども、私、7月に区内の大学の方で、大学生の方に男女平等参画とか、私が女性経営者として働いて経験してきたことをもとにお話をさせていただいたことがあるんですけども、そのときに私の方が働きに出て、主人が家にいるというような働き方のお話をさせていただきました。お話の後、アンケートを取りまして、私のように女性が社長として働き、男性が家で家事育児を全部やっているというのと、男性が社長である、女性が家事育児を全部やっているというのと、どちらの方が当たり前だと思いますかというアンケートを21歳から22歳の学生にしたところ、ほぼ100%が、男性が働いて、女性が家事・育児をする方がしっくりくと回答したんですね。

なんでだろうと思ったときに、私は7歳の娘がいますけれども、その子が小さいときに読み聞かせた絵本の中に、常に卵焼きの甘い匂いがするのはお母さんというふうに出ているんですね。やはりその時代時代の常識というものもありますし、どのような環境で育ってきたかというものもあるのですけれども、もう少し小さい頃から、男女の役割というものにバイアスをかけないような絵本なりなんなりというものを配っていただけると良いのだと思います。恐らく中学生ぐらいになると、既にバイアスのかかった状態で常識が形成されてしまっていると思います。その常識を持った人たちが悪いとかそういうことではなくて、やはり人生における考え方の指標になってしまうことは間違いないと思いますので、そういったことを取組として実施していただきたいなという1つの意見としてお伺いしました。

○会長 よろしいでしょうか。ありがとうございました。

では、質問の時間を終了させていただきます。

では、事務局から連絡事項がありましたらお願いいたします。

○男女社会参画課長 次回の審議会では、新たな行動計画で取り組むべき課題を抽出しまして、計画の目標、めざす姿の検討を予定しているところでございます。

つきましては、次回は審議をより活性化させたいなと思っておりますので、資料10の課題出しシートをご提出いただければと思います。こちらは任意でございますけれども、できれば可能な限り、ご協力いただきたいところでございます。

課題出しシートにつきましては、専門分野に関連することでも結構ですし、今日もご自身のご経験をお話ししてくださった委員もいらっしゃいましたけれども、経験も踏まえて、

「今後も必要と考えること」であったりとか、「新たに必要に考えること」、「疑問に感じたこと」などについて、ご記入をいただければと思います。

簡単ではございますが、連絡事項は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明に関しまして、何か質問、確認などございますでしょうか。お願いします。

○委員 会議の参加は基本オンラインはなしで、基本会場のみという形ですかね。

○男女社会参画課長 そうですね、オンライン会議のための機材がしっかりと整っていないということで、基本は来ていただくということでお願いします。

○会長 将来的には、そういう方法も考えていただけるということですよ。時々は、その方が皆さんの参加がしやすいかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ほかにはございますでしょうか。それでは、少し長くお時間いただきましたけれども、これで終了にしたいと思います。本日の板橋区男女平等参画審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

午後 6時15分 閉会